

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 カナザワ内科クリニック	長崎県東彼杵郡川棚町下組郷3 91番地2	0床

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年2月25日 令和3年度決算の決定

令和4年12月20日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

- (5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

- (6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

- (7) そ の 他

様式 3 - 2

法人名 医療法人 カナザワ内科クリニック ※医療法人整理番号

所在地 長崎県東彼杵郡川棚町下組郷 3 9 1 番地 2

貸 借 対 照 表
(令和 4 年 1 2 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	96,316	I 流 動 負 債	6,307
II 固 定 資 産	8,318	II 固 定 負 債	23,450
1 有 形 固 定 資 産	7,257	負 債 合 計	29,757
2 無 形 固 定 資 産	164	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	897	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	64,877
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	74,877
資 産 合 計	104,634	負 債 ・ 純 資 産 合 計	104,634

法人名 医療法人 カナザワ内科クリニック ※医療法人整理番号
 所在地 長崎県東彼杵郡川棚町下組郷391番地2

損 益 計 算 書
 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	99,300
2 事業費用	86,235
本来業務事業利益	13,065
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	13,065
II 事業外収益	4,544
III 事業外費用	80
経常利益	17,529
IV 特別利益	0
V 特別損失	321
税引前当期純利益	17,208
法人税等	3,900
当期純利益	13,308

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

128

法人名 医療法人 カナザワ内科クリニック ※医療法人整理番号

所在地 長崎県東彼杵郡川棚町下組郷391番地2

財 産 目 録
(令和4年12月31日現在)

1. 資 産 額	104,634 千円
2. 負 債 額	29,757 千円
3. 純 資 産 額	74,877 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	96,316
B 固 定 資 産	8,318
C 資 産 合 計 (A+B)	104,634
D 負 債 合 計	29,757
E 純 資 産 (C-D)	74,877

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 カナザワ内科クリニック
理事長 金澤 一 殿

私(は、医療法人カナザワ内科クリニックの令和4会計年度(令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和5年2月20日

医療法人 カナザワ内科クリニック
監事 庄司 フジ子